■【時間外労働／休日労働に関する協定届【様式第９号の５（第70条関係）】】（特別条項）

時間外労働 休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第９号の５（第７０条関係）

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類［事業場外］	労働者数（満１８歳以上の者）	１日（任意） 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	１日（任意） 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。１００時間未満に限る。ただし、②-⑤について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。） 限度時間を超えて労働させることができる回数（①については、６回以内、②-⑤については任意）	１箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	１箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	１箇月 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	１年（①については720時間以内（時間外労働のみの時間数）、②・④については960時間以内、③・⑤については1,880時間以内（②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数）に限る。） 起算日（年月日） ○○ 年 4 月 1 日 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	１年 起算日（年月日） ○○ 年 4 月 1 日 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年 起算日（年月日） ○○ 年 4 月 1 日 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
診療、検査、診断、処置、手術への対応 ※44文字以内	医師 ※54文字以内 ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 分	6 回	70 時間 分	70 時間 分	25 % ※50文字以内	670 時間 分	670 時間 分	25 % ※50文字以内
その他（事由不明を含む。） ○○○○○○○○○○○○ ※44文字以内	分類不能の職業 ○○○○○○○○○○○○ ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 30 分	3 回	60 時間 分	70 時間 分	25 % ※50文字以内	500 時間 分	620 時間 分	25 % ※50文字以内
			時間 分	時間 分				% ※50文字以内	時間 分	時間 分	% ※50文字以内
高度な処置、手術への対応 ※44文字以内	医師 ※54文字以内 ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 分	8 回	85 時間 分	85 時間 分	25 % ※50文字以内	550 時間 30 分	670 時間 分	25 % ※50文字以内
② A水準医療機関で勤務する医師 その他（事由不明を含む。） ○○○○○○○○○○○○ ※44文字以内	医師 ○○○○○○○○○○○○ ※54文字以内 ※54文字以内							25 % ※50文字以内	500 時間 分	620 時間 分	25 % ※50文字以内
※44文字以内	※54文字以内 ※54文字以内							% ※50文字以内			% ※50文字以内
在宅患者に対する急変対応、在宅患者の訪問診療の集中 ※44文字以内	医師 ○○科 ※54文字以内 ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 分	10 回	120 時間 分	120 時間 分	25 % ※50文字以内	1200 時間 分	1200 時間 分	25 % ※50文字以内
③ 日水準医療機関で対象業務に従事する医師 その他（事由不明を含む。） ○○○○○○○○○○○○ ※44文字以内	医師 ○○○○○○○○○○○○ ※54文字以内 ※54文字以内							25 % ※50文字以内	500 時間 分	620 時間 分	25 % ※50文字以内
※44文字以内	※54文字以内 ※54文字以内							% ※50文字以内			% ※50文字以内
高度な処置、手術への対応 ※44文字以内	医師 ※54文字以内 ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 分	8 回	105 時間 分	105 時間 分	25 % ※50文字以内	870 時間 分	870 時間 分	25 % ※50文字以内
④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師 その他（事由不明を含む。） ○○○○○○○○○○○○ ※44文字以内	医師 ○○○○○○○○○○○○ ※54文字以内 ※54文字以内							25 % ※50文字以内	500 時間 分	620 時間 分	25 % ※50文字以内
※44文字以内	※54文字以内 ※54文字以内							% ※50文字以内			% ※50文字以内
臨床研修プログラム対応（診察、検査、診断、処置、手術） ※44文字以内	医師 ※54文字以内 ※54文字以内	人	6 時間 分	6 時間 分	9 回	95 時間 分	95 時間 分	25 % ※50文字以内	1100 時間 分	1100 時間 分	25 % ※50文字以内
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師 その他（事由不明を含む。） ○○○○○○○○○○○○ ※44文字以内	医師 ○○○○○○○○○○○○ ※54文字以内 ※54文字以内							25 % ※50文字以内	500 時間 分	620 時間 分	25 % ※50文字以内
※44文字以内	※54文字以内 ※54文字以内							% ※50文字以内			% ※50文字以内

業務の種類が８つを超える場合は続紙を使用します。

限度時間を超えて労働させる場合における手続 その他 ○○○○○○○○○○○○ ※64文字以内 「その他」を選択した場合は、自由入力欄に具体的な内容を入力してください。

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

（該当する番号）

- ✓ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- □ ② 労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について一定回数以内とすること。
- ✓ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- □ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- □ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- □ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- □ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- □ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- □ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ✓ ⑩ その他

（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に１１時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催 ※42文字以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。 ✓（チェックボックスに要チェック）

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ１年について960時間（Ｂ水準医療機関若しくはＣ水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携Ｂ水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、１箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、１箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても、これを支えない。）。 ✓（チェックボックスに要チェック）

③－⑤の場合、都道府県知事からＢ水準医療機関、連携Ｂ水準医療機関又はＣ水準医療機関としての指定を受けていること。 ✓（チェックボックスに要チェック）

協定で定める１箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。

- １箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと（②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない。）。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 ✓（チェックボックスに要チェック）
- １箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 ✓（チェックボックスに要チェック）

③－⑤の場合、１年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 ✓（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名

氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合であること又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

○○○ 年 ○ 月 15 日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 院長 ※30文字以内

氏名 田中太郎 ※30文字以内

※いずれの入力欄についても、文字数が収まらない場合には、「別添のとおり」と記載の上、協定の内容がわかる資料を添付してください。

１か月及び１年の法定労働時間を超える時間数を入力する場合、１年間の上限時間を計算する際の起算日を入力してください。
その１年間においては協定の有効期限にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて時間外労働させる場合の割増賃金率を定めてください。
この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

協定書の内容に合わせてプルダウンから選択若しくは自由入力欄に入力する必要があります。
事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるも

「その他（事由不明を含む。）」を選択した場合は、自由入力欄に具体的な内

「その他（事由不明を含む。）」を選択した場合は、自由入力欄に具体的な内

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。
年６回以内に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。月100時間未満に限ります。
なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。
医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。
また、A水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは１箇月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、**年720時間以内**に限ります。
A水準医療機関で勤務する医師については、年960時間以内**（時間外労働および休日労働）**

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。
医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。
また、B水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは１箇月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、**年720時間以内**に限ります。
B水準医療機関で勤務する医師については、年1,860時間以内**（時間外労働および休日労働）**に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。
医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。
また、連携B水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは１箇月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、**年720時間以内**に限ります。
連携B水準医療機関で勤務する医師については、年960時間以内**（時間外労働および休日労働）**に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。
医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。
また、C水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは１箇月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、**年720時間以内**に限ります。
C水準医療機関で勤務する医師については、年1,860時間以内**（時間外労働および休日労働）**に限ります。

医業に従事する医師については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。
このチェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届にはなりません。

必ずいずれかの措置を講ずることを定めてください。
チェックボックスにチェックを入れ、右欄に具体的な内容を入力してください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～６か月平均80時間以内でなければいけません。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、３６協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を入力してください。
使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認め

A水準医療機関で勤務する医師の場合は、チェック不要です。

チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。